同表9．石油ストーブの項の技術上の基準欄12⑴を次のように改める。

12⑴　届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

同欄12⑶を次のように改める。

⑶　安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。

同表に次のように加える。

10．ライター	1　火炎を生成する機構は、不注意による点火又は自然点火の可能性を最小限にするため、意図的な手動操作を必要とする構造であること。 2　火炎の高さは、使用者の想定を超える高さとならないよう制限されたものであること。 3　火炎の高さを調整する機構は、使用者が意図する火炎の高さになるように適切に行うことができる構造であること。 4　燃料がガスのものにあつては、燃焼を行つたとき、火炎のばらつきがないこと。 5　火炎の消火は、使用者が想定する時間内で適切に行えること。 6　燃料がガスのものにあつては、燃料の充てん量が適切であること。 7　外部の形状は、仕上げが良好であり、手足を傷つけるおそれのある割れその他の欠点がないこと。 8　燃料適性試験を行つたとき、燃料に対して、構成部品の劣化がないこと。 9　燃料を再充てんできるものにあつては、注入口の閉鎖部材から燃料の漏れがないこと。 10　耐落下性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。 11　耐熱性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。 12　燃料がガスのものにあつては、耐内圧試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。 13　耐火炎性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。 14　耐繰返し燃焼性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。 15　耐連続燃焼性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。 16⑴　届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 ⑵　子供の手の届くところに置かないこと、50度以上の高温又は長時間の日光には、絶対にさらさないこと及び使用後、火炎が消えていることを確認することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。

別表第二1．乳幼児用ベッドの項から5．携帯用レーザー応用装置の項を次のように改める。

1．家庭用の圧力なべ及び圧力がま	種類	⑴　なべ ⑵　かま
	本体の材質	⑴　アルミニウム合金鋳物製のもの ⑵　アルミニウム合金板製のもの ⑶　ステンレス鋼板製のもの ⑷　その他のもの
	ふたの材質	⑴　アルミニウム合金鋳物製のもの ⑵　アルミニウム合金板製のもの ⑶　ステンレス鋼板製のもの ⑷　その他のもの
	取つ手の材質	⑴　合成樹脂製のもの ⑵　その他のもの
	容量	⑴　４リットル未満のもの ⑵　４リットル以上７リットル未満のもの ⑶　７リットル以上のもの
	最高使用圧力	⑴　0.09メガパスカル未満のもの ⑵　0.09メガパスカル以上0.11メガパスカル未満のもの ⑶　0.11メガパスカル以上のもの
	はめ合わせ方式	⑴　スライド方式のもの ⑵　重ねぶた方式のもの ⑶　落としぶた方式のもの ⑷　その他のもの
	取つ手の形式	⑴　片手式のもの ⑵　両手式のもの ⑶　その他のもの
	取つ手の取付け方式	⑴　リベットにより取つ手が接合されているもの ⑵　ボルトにより取つ手が接合されているもの ⑶　溶接により取つ手が接合されているもの ⑷　取つ手が本体と一体になつたもの ⑸　取つ手が着脱可能なもの ⑹　その他のもの
	圧力調整装置の機構	⑴　おもり式のもの ⑵　スプリング式のもの ⑶　その他のもの
	安全装置の機構	⑴　スプリング式のもの ⑵　ゴムブッシュ式のもの ⑶　チップ式のもの ⑷　温度ヒューズ式のもの ⑸　その他のもの